

医療・介護専門職養成奨学金貸与規程

松江保健生活協同組合

(目 的)

第1条 この規定は、松江保健生活協同組合（以下当生協という）が、当地域の保健・医療・福祉の発展に貢献する薬剤師、看護師、介護福祉士及びその他の医療技術者を養成するために取り決めるものである。

(対象者)

第2条 この規程により奨学金を貸与される者は（以下奨学生という）、医療・介護専門職を養成するための学校に在学する者で、当生協奨学金の貸与を希望した者の中から常務理事会が承認した者とする。

(心 得)

第3条 奨学生を希望する者は、「医療福祉生協のいのちの章典」を学び、地域の保健・医療・福祉の発展に努めなければならない。

(責 務)

第4条 奨学生は、この規程の目的にしたがって、勉学に励み、必要な資格を取得できるよう努める。

(2) 奨学生は、進級・留年・休学・退学等の事実が発生した場合、及び住所変更等生活上の変化が生じた場合には、当生協に速やかに報告する。

(3) 奨学生は、当生協の各部門が定める職場実習や、奨学生会議等に積極的に参加する。

(奨学金)

第5条 奨学生に貸与する奨学金は次の通りとする。

月 額 5万円

薬剤師 月額 7万円

但し、常務理事会が特別に認めた場合はこの限りではない。

(その他の貸付金)

第6条 奨学生は勉学のために必要とする資金として奨学金のほかに、就学資金貸与規程に基づく貸付金を受けることができる。

(職員採用)

第7条 奨学生を当生協が職員として採用するにあたっては、別途採用試験を実施する。

(奨学金の返済)

第8条 奨学生は資格取得後直ちに奨学金を返済しなければならない。

(2) 当生協で職員として採用され、奨学金の返済途中で当生協を退職した場合及び奨学生を取り消した場合は、次の計算式により算出した金額を直ちに返済しなければならない。

$$\text{返済額} = \text{支給給付総額} \times \left(1 - \frac{\text{勤務した月数}}{\text{奨学金支給期間の月数} \times 1.5} \right) \times 1.05$$

(3) 当生協に就職が内定していた者が、国家試験不合格となった場合、1年に限って奨学金の返済を猶予する

(返済免除)

第9条 資格取得後、当生協の職員として採用された奨学生が、奨学生であった期間の1.5倍以上当生協に勤務した場合は奨学金の返済を免除する。

(2) 第7条の試験の結果、当生協が不採用とした場合にあっては、貸与した奨学金の3分の1の金額の返済を免除する。

(3) 当生協の業務命令により他の民医連や医療生協、又は当生協理事長が承認した医療機関に出向した期間は、勤務した期間とみなす。

(停止及び取消)

第10条 奨学生が学業を怠り、卒業や資格取得に支障を来した場合は、本規程の適用を一定期間停止、又は奨学生としての承認を取消し、奨学金及びその他の貸付金の返済を求めることがある。

(申請手続き)

第11条 当規程を承認した者は、所定の申請書に連帯保証人との連名で署名捺印し、別に定める添付書類を添えて当生協に提出する。なお、連帯保証人は、奨学金の返済義務が生じた場合、連帯してその債務の責を負う。

(その他)

第12条 この規程に定めのない事項については、常務理事会の議決によるものとする。

2022.9.1 改定